

フォワーダー事業の新たなサービス展開の動きに対応した
事業法制度の改善に向けた調査報告書（概要）

平成20年5月
政策統括官付複合物流室

報告書は、貨物利用運送事業法制度の改善に係る検討委員会の議論を踏まえて、現行の法制度や運用が事業者の自由な事業展開を阻害していないかといった観点からのレビューを行い、問題点や考えられる改善の方向性について調査したものである。

1. 参入規制

参入規制により不良な事業者が排除され、事業者の一定のサービス水準が保証されてきたが、今後とも、参入規制の趣旨やその効果、参入要件の適否について継続的に検討していく必要がある。当面、以下については過大な要件と思われるので見直しを検討。

- ・ 財産的基礎：第二種事業の経常収支の健全性の要件→廃止
- ・ 適切な集配事業計画のうち最低車両数：営業所毎に2両以上配置→1両以上配置

2. 事業計画その他

運送の区域・区間や業務の範囲の変更には認可・変更登録が必要となっている。行政としても事業者の属性についての最小限の情報は必要であるが、一方で、詳細な記載を求めると、変更が多くなり迅速な事業展開に支障となる場合もある。両者のバランスを踏まえ、当面、以下を検討。

- ・ 運送区間：内航第二種の記載を内航第一種と同様の記載（「全国各港間」とする。
国際航空（一般混載）の仕向地について、国際航空（宅配）にあわせて、「仕向地は地域名（IATA運送地区区分で可）」とする。
- ・ 業務の範囲：内航について、取り扱う品目（40品目）の記載を廃止。

3. 運賃・料金

現状では、不当に高い運賃や差別的な運賃が設定される蓋然性はほとんどなく、また、実勢の運賃報告がなされていない場合も多く、運賃規制の実効性は乏しいのが実態。ただし、事業規制を前提とする限り、行政としても、取引の実態を何らかの方法で把握しておく必要はあるとも考えられる。なお、緊急時には、報告運賃が実質的に上限運賃として機能する役割にも着目すべきとの考え方もある。

いずれにせよ、運賃の事後報告制は法律上の運賃・料金の変更命令とセットであるため、今後とも、運賃規制の必要性を継続的に検討していく必要がある。

4. 航空の業務の範囲

「業務の範囲」を一般混載と宅配に分け、取扱重量（宅配は国内は30kg、国際は32kg以内。一般混載は制限なし）、「利用の利用」（一般混載の「利用の利用」のみを行うことは不可。宅配は制限なし）、運送区間（国際宅配は包括的記載。一般混載及び国内宅配は空港ごとの記載）について異なる規制をしている。

- (1) 実態調査から、一般混載と宅配で別々の商品を設定している事業者が多く、商品の性格としての区分は一定程度定着しているものと思われ、「業務の範囲」としての区分は引き続き維持することが適当。
- (2) 実態調査から、「商品としての宅配」の取扱重量について、国内航空はすべての商品が制限範囲内に収まっているが、国際航空は重量制限を超過するものの方が多い。こうした実態や、重量超過部分についてのみ一般混載と整理して約款認可や運賃届出を必要とする不自然性等にかんがみ、今後、宅配の重量制限の見直しを検討すべきと思われる。

5. 外国人等の規制

外国人等については、国内航空の利用運送事業ができない、外航海運と国際航空の参入については相互主義的に運用することとなっている。一方、合併等の認可、約款の認可がないこと、改善命令の対象が狭いなど規制が緩い部分もある。

(1) 国内航空の利用運送

- ①利用航空運送市場における邦人事業者の競争力や新規参入の容易性等を勘案して、法制定当時に理由とされた「国内の利用航空運送事業を外国人に認めた場合、事実上、国内航空貨物輸送が外国人に支配される」懸念が現状においても妥当かどうか、今後とも、継続的に検討をしていく必要がある。
- ②当面の外国人等の利便性向上策として、「利用の利用」については、外国人等の運送状において本邦と外国との間の貨物の運送であれば、一部に国内の航空会社の運送区間があっても、当該利用運送を認めることを検討。

(2) 外航海運と国際航空の利用運送

- ①相互主義的運用については、多くの外国の事業規制を恒常的に把握する必要があること等の行政側の負担が大きいというデメリットや、約款認可や事業改善命令において外国人等の規制が緩和されていることの実質的な理由について、今後とも、継続的に

検討していく必要がある。

②当面の外国人等の利便性向上策として、合併等の前に現に利用運送事業を営んでいる者の申請によりプレ審査ができることとして、合併等の日に申請即日許可又は登録をすることとし、許可又は登録の空白期間を防ぐことを検討。

6. 書類の縮減・事務の効率化

(1) 営業所等の見取図及び平面図

①併用の集配営業所：添付の省略を検討。

②営業所、自社集配をしない集配営業所：添付の省略を検討。

(2) 営業所・車庫、自動車の使用権原を証する書類

①併用の集配営業所：添付の省略を検討。

②営業所、自社集配をしない集配営業所：宣誓書の提出で足りるとすることを検討。

(3) その他の書類

運送に関する契約書、営業所等の使用権原を証する書類等については、申請時にはドラフト等を提出して、セット版を事後提出とすることで可とすることを検討。

(4) 審査の省力化・短縮化

事前に集配委託事業者に関する情報について行政と申請者との間で情報を共有化する。合併等に伴う事業計画や集配事業計画の変更については、柔軟で弾力的な対応を行う。

7. その他

・第二種事業の定義や範囲について、引き続き、検討していく。

・平成20年度より、AEO制度の対象が利用運送事業者を含めた物流事業者に拡大される予定であり、今後の推移をフォローしていく必要がある。

今回調査した論点も含め、引き続き、関係者間で、貨物利用運送事業法の適正な制度やその運用について継続的に検討をしていくべき。